

報告第2号

専決処分報告（調停）

令和3年（2021年）6月21日提出

札幌市長 秋元克広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

本市は、市営住宅の滞納家賃に係る未払賃料請求調停事件5件について、次のとおり調停に合意する。

番号	専決処分年月日 事 件 名	相 手 方	調 停 の 概 要
1	令和3年1月12日 札幌簡易裁判所 令和2年(ニ)第83号 未払賃料請求調停事件	東区開成団地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計398,600円を今後分割して令和6年5月末日までに支払う。  (2) 相手方が(1)の分割支払又は今後の家賃の支払をそれぞれ通算して3回以上怠ったときは、 ア 相手方は、(1)の滞納家賃等の残額を直ちに支払う。 イ 本市は、相手方に對し、市営住宅の賃貸借契約を解除することができる。  (3) (2)により市営住宅の賃貸借契約が解除された場合には、相手方は、直ちにこれを明け渡す。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
2	令和3年2月9日 札幌簡易裁判所 令和3年(ユ)第1号 未払賃料請求調停事件	清田区平岡 3条団地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計213,560円を今後分割して令和8年1月末日までに支払う。 (2) 1の(2)と同じ。 (3) 1の(3)と同じ。
3	令和3年2月9日 札幌簡易裁判所 令和3年(ユ)第2号 未払賃料請求調停事件	厚別区新さっぽろ団地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計662,400円を今後分割して令和7年8月末日までに支払う。 (2) 1の(2)と同じ。 (3) 1の(3)と同じ。
4	令和3年3月3日 札幌簡易裁判所 令和3年(ユ)第3号 未払賃料請求調停事件	北区屯田緑の里団地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計280,000円を今後分割して令和7年1月末日までに支払う。 (2) 1の(2)と同じ。 (3) 1の(3)と同じ。
5	令和3年3月9日 札幌簡易裁判所 令和3年(ユ)第8号 未払賃料請求調停事件	北区レジデンス篠路の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計340,500円を今後分割して令和8年3月末日までに支払う。 (2) 1の(2)と同じ。 (3) 1の(3)と同じ。